

地域産業保健センターでは労働者50人未満の小規模事業場に対し、労働安全衛生法に定められた健康診断結果に基づく医師からの意見聴取、保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しております。これらのサービスは、国からの補助金により提供されておりますが、活動資金には限りがあり、状況によってはお申込みをお受けできない場合もあります。

なお、地域産業保健センターをご利用いただけない場合は、本社・支店等の産業医に協力が得られないかご検討していただくか、または、健康診断を実施した医療機関、産業医斡旋事業者等にてご対応をいただくか等のご検討をお願いします。

ご利用の皆様には、ご不便をおかけいたしますが、ご理解の程、宜しくお願ひ申し上げます。